

## 第二期

# 室蘭市子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和 年 月

室 蘭 市



# 《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 室蘭市の現状	
1 人口・世帯・人口動態等.....	3
2 教育・保育施設の状況.....	9
3 室蘭市の主な子育て支援施策の現状.....	11
4 今後の課題.....	14
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念.....	16
2 基本的視点.....	16
3 基本目標.....	17
4 施策の体系.....	19
第4章 提供区域の設定及び量の見込みと提供体制の確保等	
1 提供区域の設定.....	25
2 量の見込みと提供体制の確保策.....	27
3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	37

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

室蘭市では、平成26年度に第一期となる「室蘭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育に必要な量の見込み、利用者支援事業や一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業に必要な量の見込み、子育て施策の方向性などを定めました。

第一期の計画期間においては、認定こども園の施設整備や利用者支援事業の開始、一時預かり事業の実施箇所の拡充などを行い、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後においても、様々な状況の変化があるかもしれませんが、子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てられるまちづくりを社会全体で支える方向性は、引き続き推進することが求められます

そのようなことから、第二期となる室蘭市子ども・子育て支援事業計画においては、第一期の事業計画を引き継いだ内容として策定するものとしています。

## 2 計画の期間

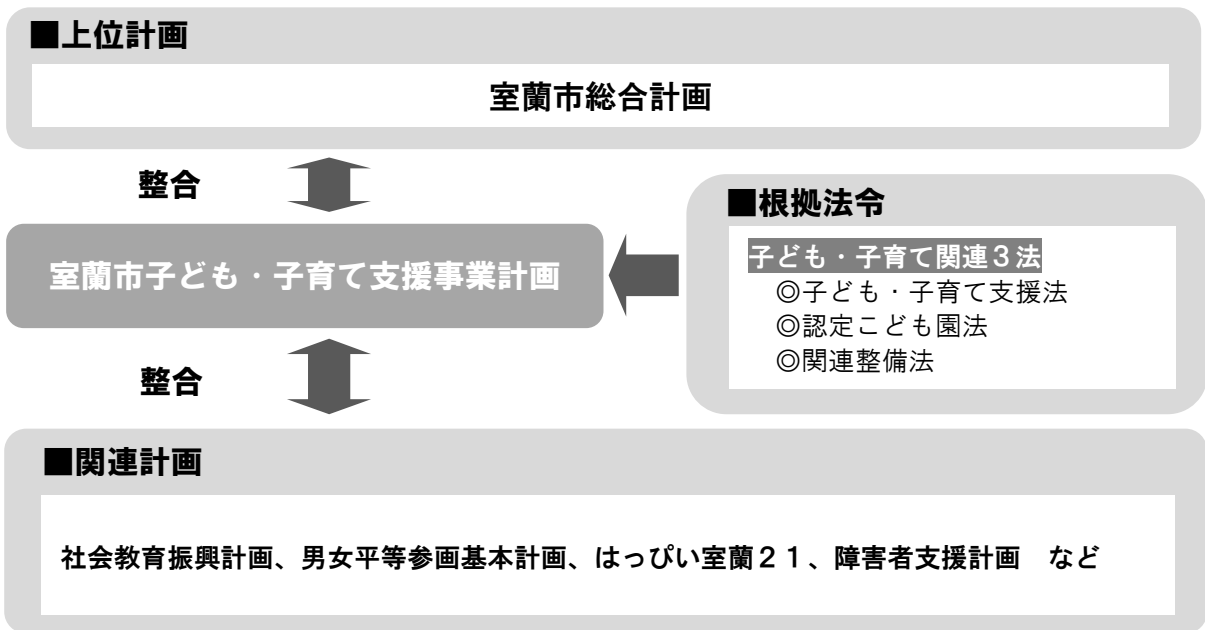
本計画は、平成27年度から平成31年度の第一期計画後の令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、室蘭市の子どもと子育て家庭を対象として、室蘭市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

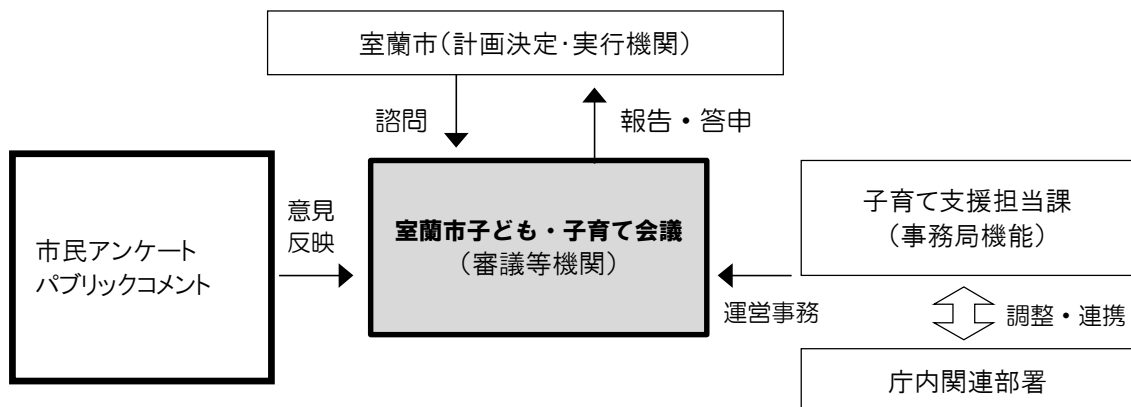
また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援するための「質の高い教育・保育の総合的な提供と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などを図るものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、上位計画である「室蘭市総合計画」や関連計画、さまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、整合性を持ったものとして定めています。



### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「子ども・子育て会議」において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



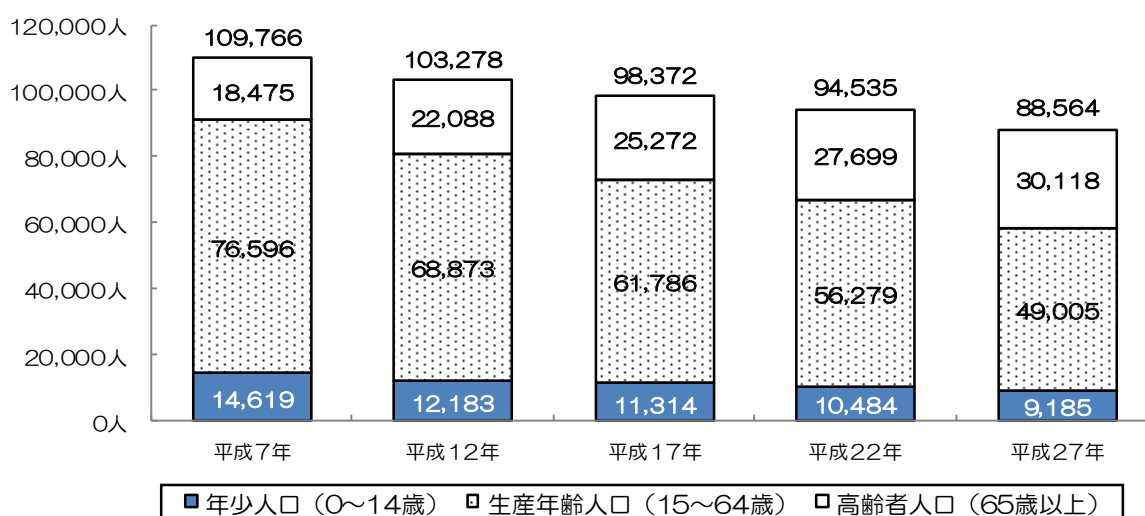
## 第2章 室蘭市の現状

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口の推移

- 国勢調査において、室蘭市の人口は昭和45年の162,059人をピークに減少が続いています。
- 子どもと生産年齢人口の割合が減少するとともに、高齢者の割合が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

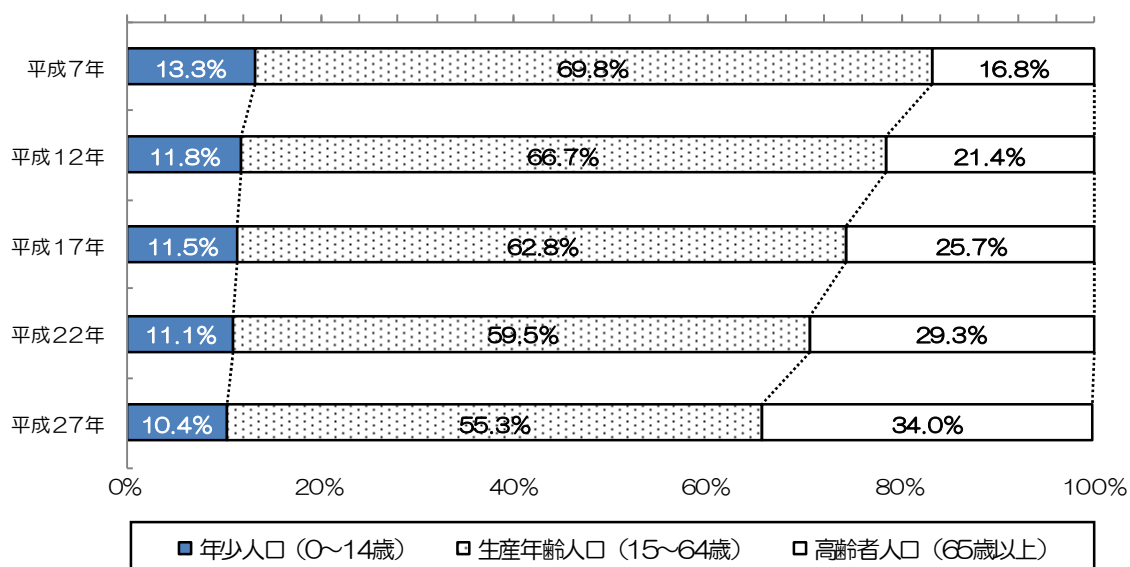
■ 年齢3区分別人口



※人口総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口割合

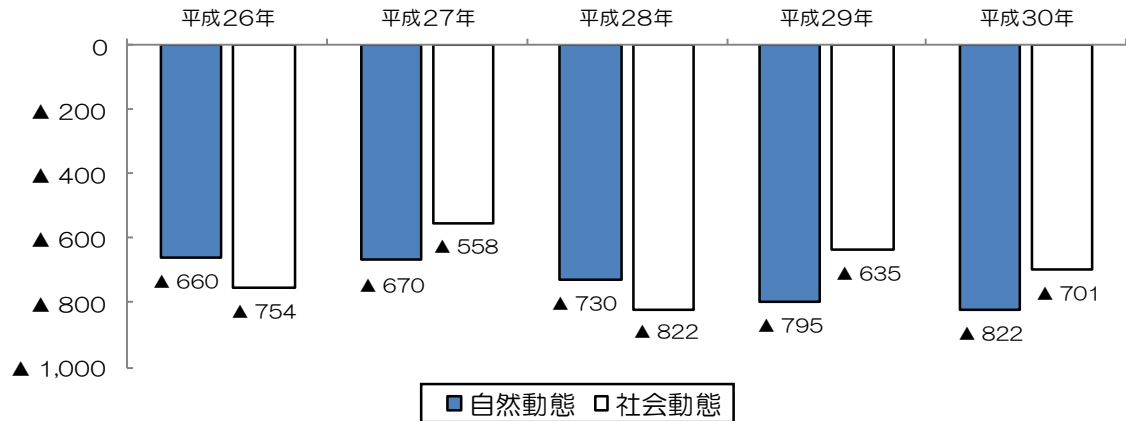


資料：国勢調査

## (2) 自然動態・社会動態

- 自然動態（出生－死亡）は、依然としてマイナスで推移しており、人口減少を加速させています。
- 社会動態（転入－転出）もマイナスで推移しており、人口減少の主要因となってきました。

■ 自然動態・社会動態の推移(単位:人)

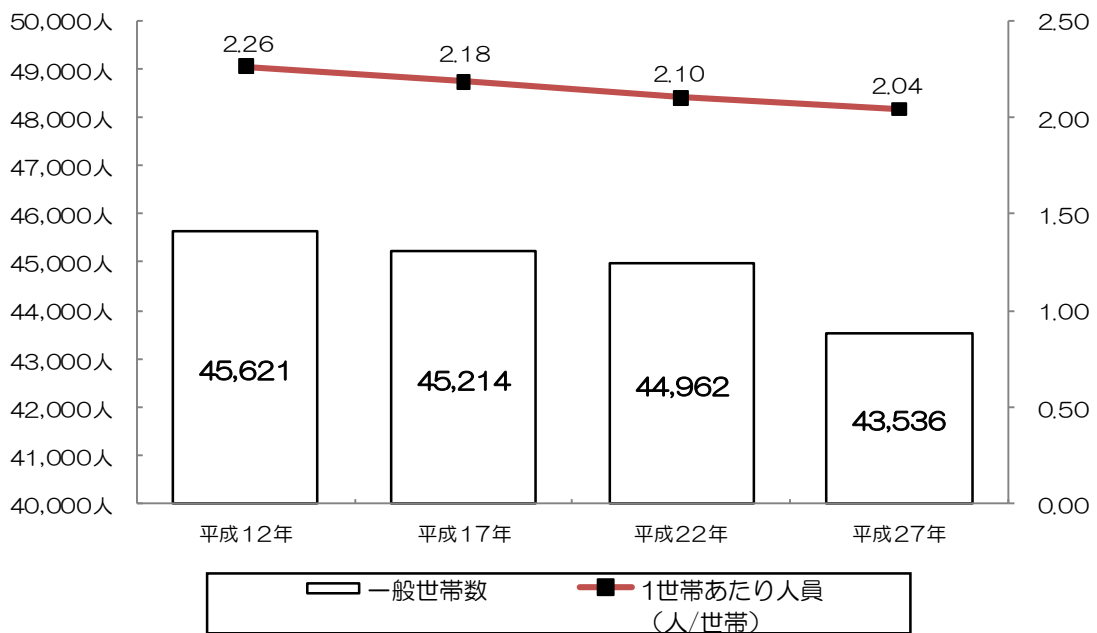


資料：住民基本台帳

## (3) 世帯の状況

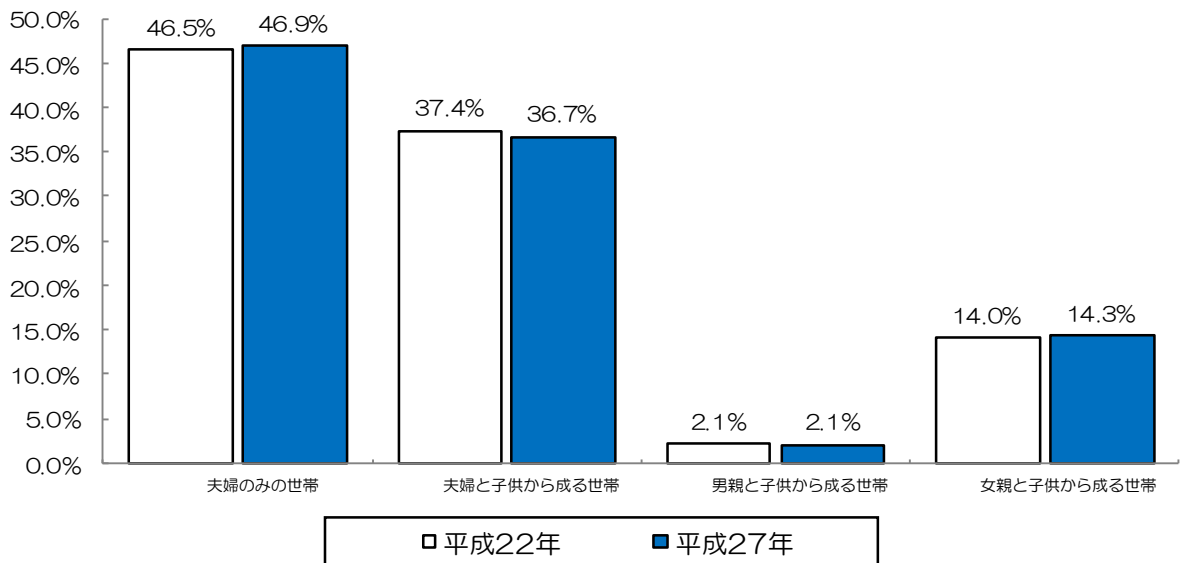
- 世帯数は減少傾向で、平成12年から15年間で約2,000世帯減少しています。
- 1世帯あたり人員も減少し続け、単身世帯や核家族世帯が増えています。
- 核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の割合が若干減少し、「夫婦のみ世帯」や「母親と子ども」などの「ひとり親世帯」の割合が若干増加しています。

■ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■核家族世帯の構成比

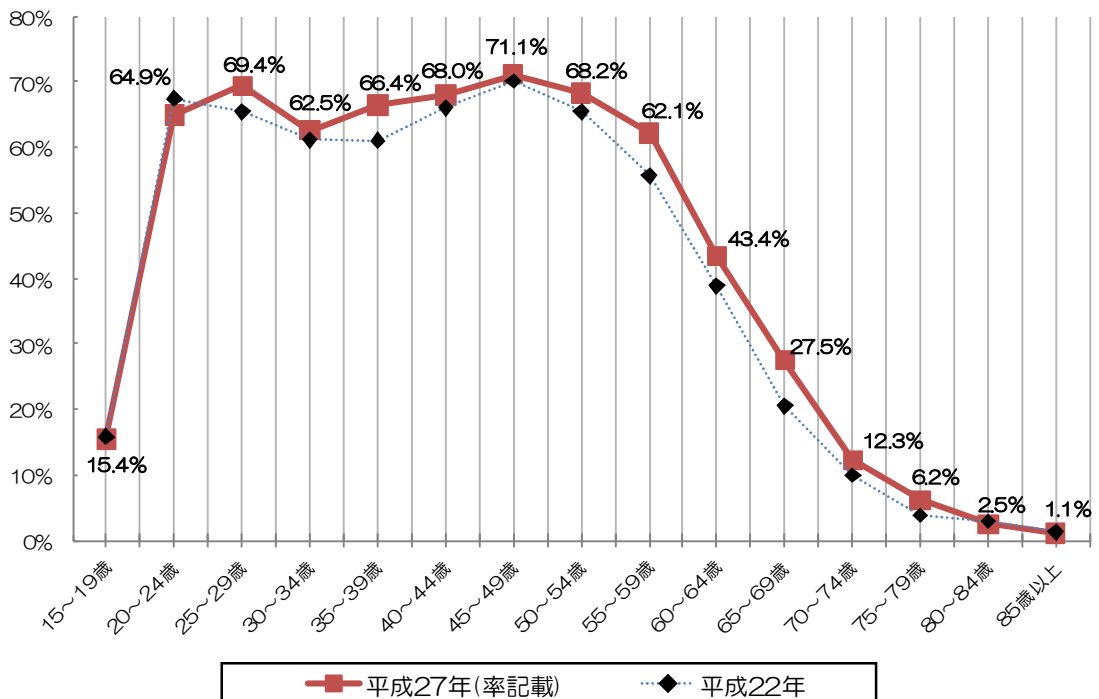


資料：国勢調査

#### (4) 就労の状況

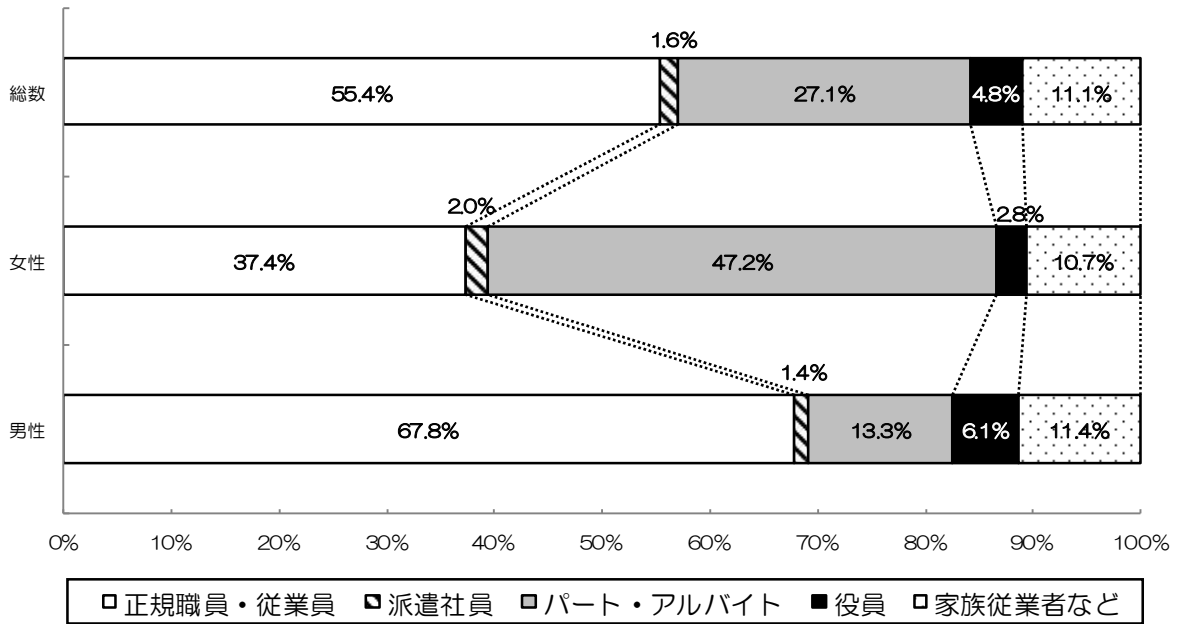
- 女性の20～24歳の年齢層の労働力率が上昇し、30～34歳代で低下、そして35～39歳代になるとまた上昇して45～49歳代をピークとする緩やかな「M字カーブ」となっています。
- 男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

■女性の年齢別労働力率(M字カーブ)の推移(率の記載は平成27年の数字)



資料：国勢調査

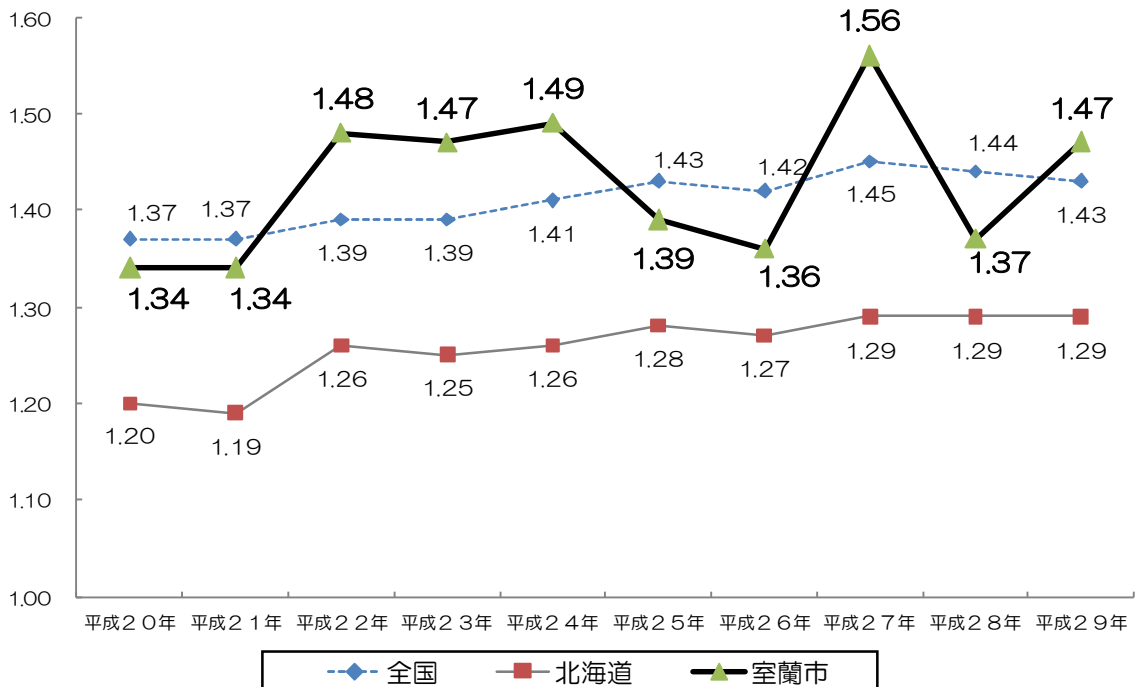
■ 従業上の地位別従業者数の割合



(5) 合計特殊出生率の状況

○ 合計特殊出生率は、平成22年から平成24年、平成27年、平成29年において全国出生率を上回っております。

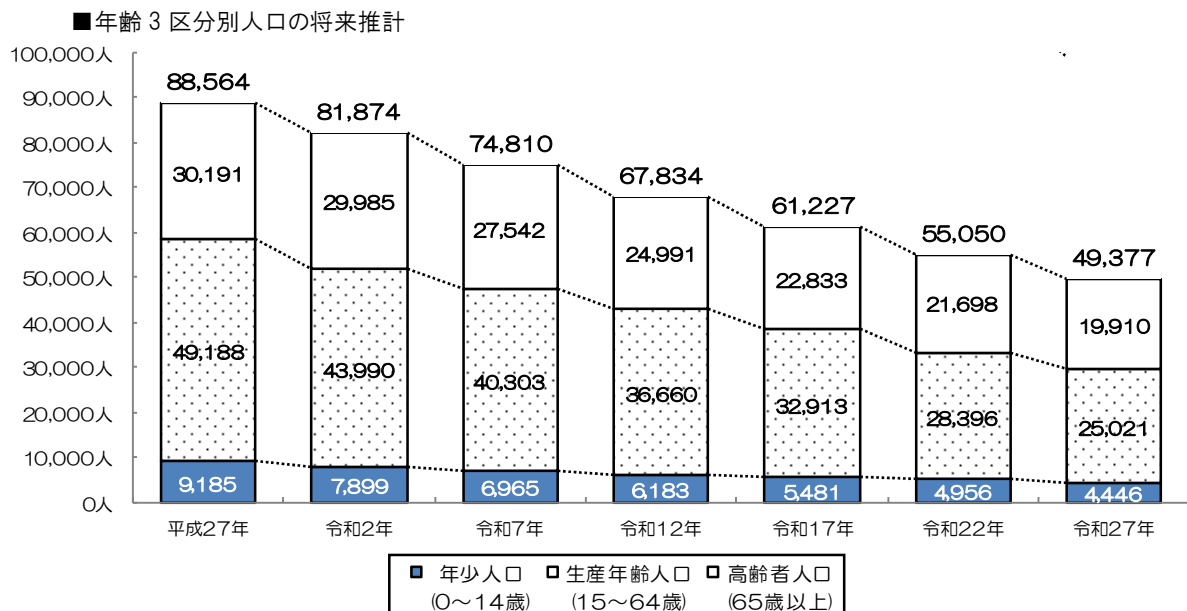
■ 合計特殊出生率の推移





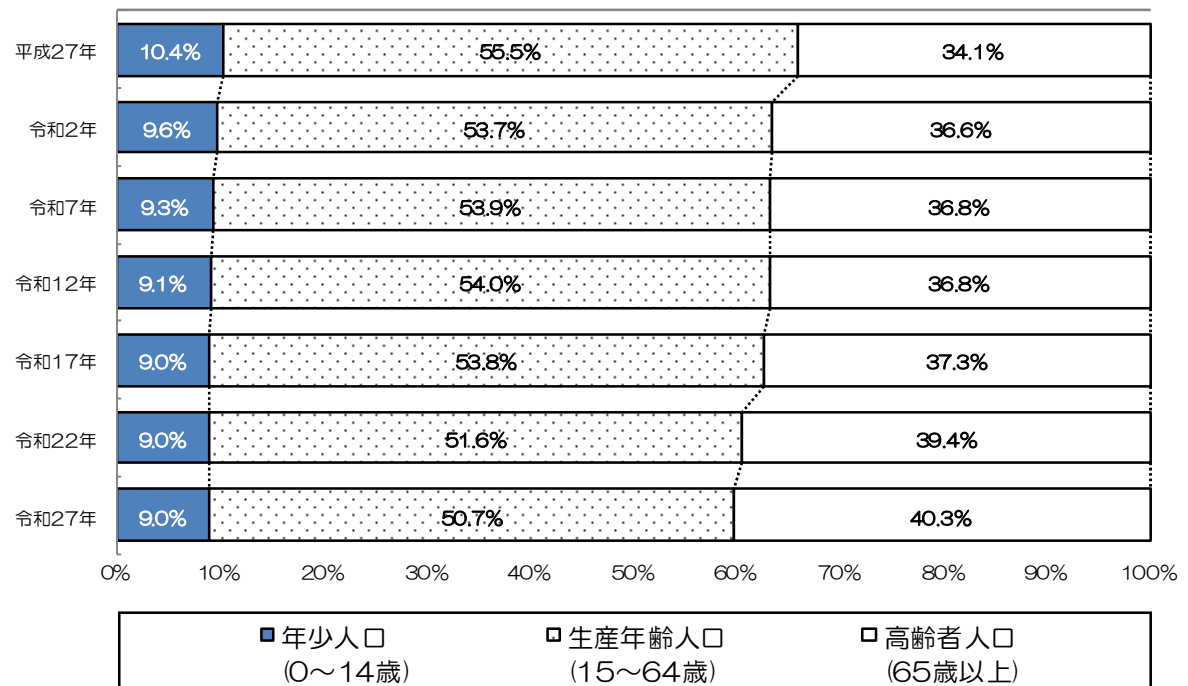
## (6) 将来の人口推計

- 室蘭市の人口は、今後も減少を続け、令和7年には7万人台、令和27年には4万人台になると推計されています。
- 年少人口の割合は減少を続け、高齢者人口の割合は、令和27年には4割を超えると見込まれています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』

### ■ 年齢3区分別人口割合の将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』

## (7) 計画期間の児童数の推計

- 国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、令和2年から令和6年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法で推計しました。

### ※ コーホート変化率法とは

コーホート（年齢の同じ人の集まり）ごとの5年間の人口増減から変化率を求め、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、将来人口を算定する方法です。

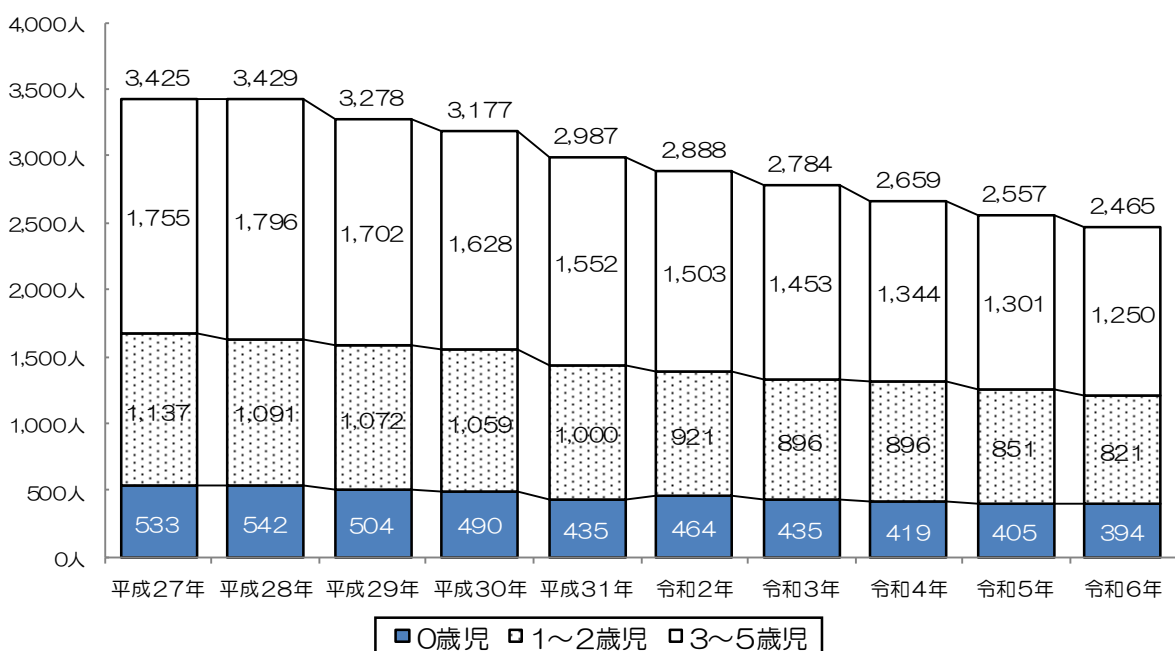
今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

- 児童数は、今後も減少傾向が続き、令和2年から令和6年までに約900人の減少と推計され、就学前児童・就学児童ともに約100人ずつの減少が見込まれます。

	実績					推計					伸び率 (H31-R6)
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳児	533人	542人	504人	490人	435人	464人	435人	419人	405人	394人	-9.4%
1歳児	540人	552人	539人	511人	488人	433人	462人	433人	417人	403人	-17.4%
2歳児	597人	539人	533人	548人	512人	488人	434人	463人	434人	418人	-18.4%
3歳児	587人	605人	529人	526人	535人	500人	476人	423人	452人	423人	-20.9%
4歳児	602人	591人	589人	529人	506人	514人	480人	457人	406人	434人	-14.2%
5歳児	566人	600人	584人	573人	511人	489人	497人	464人	443人	393人	-23.1%
6歳児	614人	561人	572人	587人	561人	500人	479人	487人	455人	435人	-22.5%
7歳児	594人	604人	561人	563人	578人	552人	493人	472人	480人	449人	-22.3%
8歳児	577人	588人	601人	562人	562人	577人	551人	492人	471人	479人	-14.8%
9歳児	637人	586人	586人	598人	552人	552人	567人	542人	484人	463人	-16.1%
10歳児	660人	635人	582人	572人	596人	550人	550人	565人	540人	483人	-19.0%
11歳児	703人	656人	633人	576人	575人	599人	553人	553人	568人	543人	-5.6%
合計	7,210人	7,059人	6,813人	6,635人	6,411人	6,218人	5,977人	5,770人	5,555人	5,317人	-17.1%

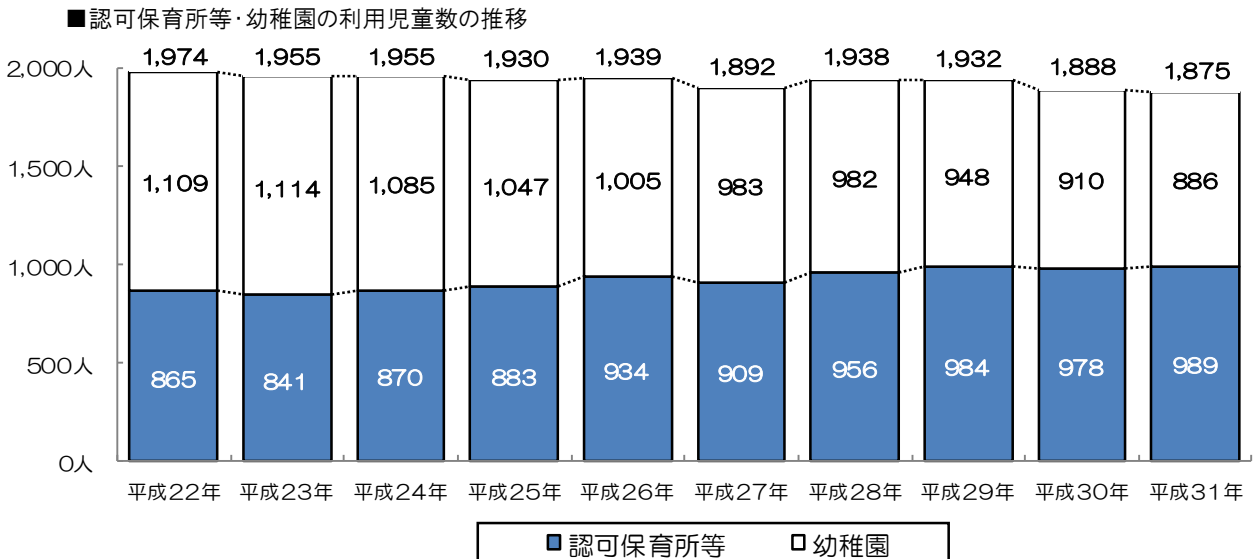
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H31-R6)
	0歳児	533人	542人	504人	490人	435人	464人	435人	419人	405人	394人
1～2歳児	1,137人	1,091人	1,072人	1,059人	1,000人	921人	896人	896人	851人	821人	-17.9%
3～5歳児	1,755人	1,796人	1,702人	1,628人	1,552人	1,503人	1,453人	1,344人	1,301人	1,250人	-19.5%
小計	3,425人	3,429人	3,278人	3,177人	2,987人	2,888人	2,784人	2,659人	2,557人	2,465人	-17.5%
6～8歳児	1,785人	1,753人	1,734人	1,712人	1,701人	1,629人	1,523人	1,451人	1,406人	1,363人	-19.9%
9～11歳児	2,000人	1,877人	1,801人	1,746人	1,723人	1,701人	1,670人	1,660人	1,592人	1,489人	-13.6%
小計	3,785人	3,630人	3,535人	3,458人	3,424人	3,330人	3,193人	3,111人	2,998人	2,852人	-16.7%
合計	7,210人	7,059人	6,813人	6,635人	6,411人	6,218人	5,977人	5,770人	5,555人	5,317人	-17.1%



## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

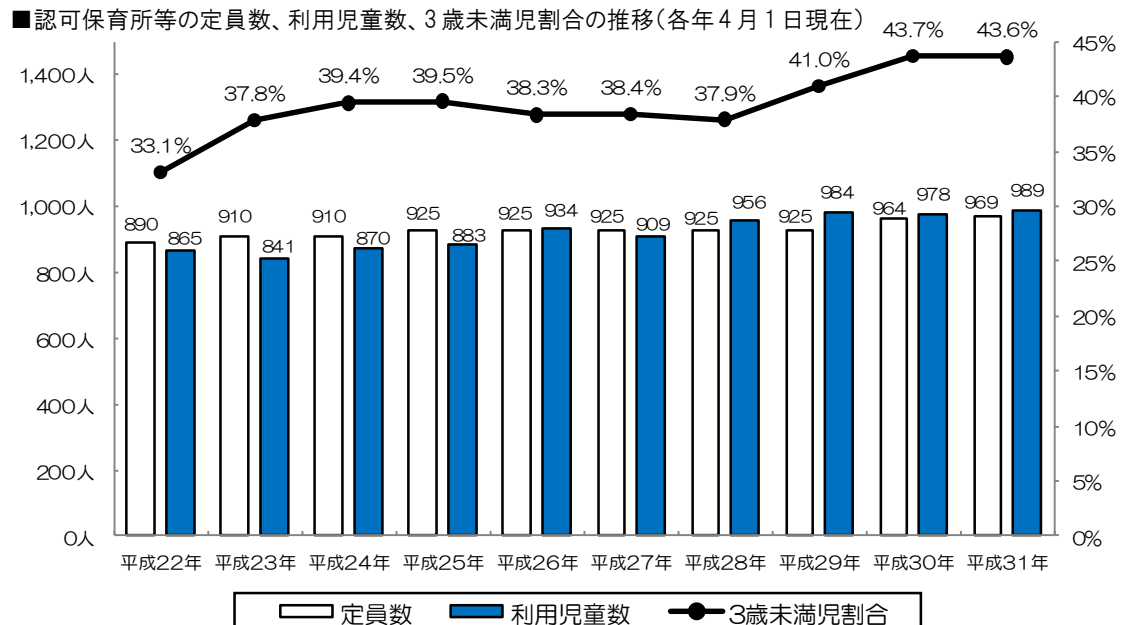
- 認可保育所等の利用児童数は年々増加傾向にあり、幼稚園の利用児童数は年々減少傾向にあります。この結果、平成29年以降の利用児童数は逆転しています。
- 全体では、平成22年から平成31年までに利用児童数が約100人減少していますが、幼稚園の減少が大きくなってきています。



資料：子育て支援課

### (2) 認可保育所等の利用状況

- 利用児童数は、増加傾向にあり、3歳未満児の利用割合も高くなってきています。
- 定員数は、平成22年の890人から、平成31年に969人まで増加しています。平成28年以降、利用児童数が定員数を上回っている状態が続いています。

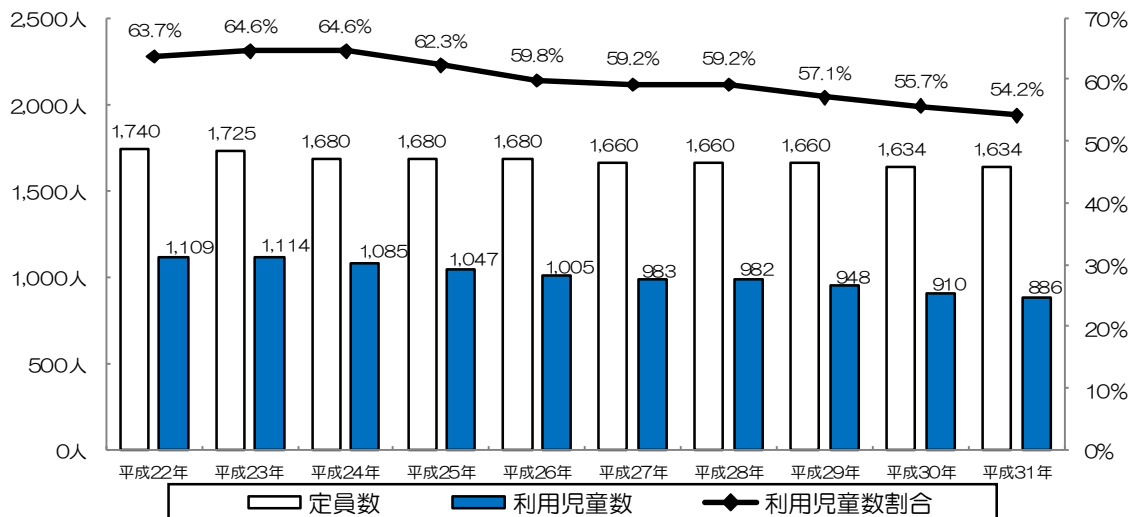


資料：子育て支援課

### (3) 幼稚園等の利用状況

- 利用児童数は、平成24年以降、減少傾向にあります。
- 定員数は、平成22年から、若干減少傾向にあります。平成31年の定員に対する利用児童数は54.2%の利用にとどまっています。

■ 幼稚園の定員数、利用児童数の推移(各年5月1日現在)



資料：子育て支援課

### (4) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設ですが、児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のことです。都道府県知事への届け出が必要です。

#### ◆ 事業所内保育所（平成31年）

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設

【施設数】 8か所（企業主導型保育事業が1か所、病院内保育施設が7か所）

#### ◆ その他の保育施設（平成31年）

事業所内保育所以外の認可外保育施設

【施設数】 3か所（1か所はベビーホテル、2か所は事業所内保育所以外の認可外保育施設）

### 3 室蘭市の主な子育て支援施策の現状

---

#### (1) 利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う事業。

(平成 30 年度実績)

【実施施設】 1 箇所 (子育て世代包括支援センター「ここらん」)

【利用者数】 延べ 2,217 人

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う事業。

(平成 30 年度実績)

【実施施設】 2 箇所 (子育て世代包括支援センター「ここらん」、  
子育て支援センター「らんらん」(常盤保育所内))

【利用者数】 延べ 15,643 人

#### (3) 妊婦健康診査

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、健診等を公費負担する事業。

(平成 30 年度実績)

【実利用者数】 521 人

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後 4 か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行う事業。

(平成 30 年度実績)

【家庭訪問件数】 324 件

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援 (相談支援、育児、家事援助等) を行う事業。

◆ 育児支援訪問 (平成 30 年度実績)

【実訪問件数】 265 件

◆ 産前産後ママヘルパー派遣 (平成 30 年度実績)

【実利用者数】 8 人

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### ◆ ショートステイ

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かる事業。

（平成30年度実績）

【実施施設】 1 箇所（児童養護施設「わかすぎ学園」）

【利用者数】 延べ55人（18歳未満）

### ◆ トワイライトステイ

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業。

本市では、トワイライトステイ事業は実施していません。

※平日の夜間や休日の預かり事業としては、ショートステイ事業で対応しています。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てサポートの相互援助活動を行う事業。

本市では、子育て援助活動支援事業は実施していません。

※市内では同様の事業として、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が「子育てレンジャー」を行っています。

## (8) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難になった場合に、保育所や幼稚園等に預けることができる事業。

### ◆ 私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の実施状況（平成30年度実績）

【実施施設】 11 箇所（全幼稚園施設）

【利用者数】 延べ46,093人

### ◆ 認可保育所の実施状況（平成30年度実績）

【実施施設】 4 箇所（常盤・東町・中島・港北保育所）

【利用者数】 延べ3,628人

### ● 休日一時預かり

【実施施設】 1 箇所（常盤保育所）

【利用者数】 延べ7人

### (9) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の利用時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行う（休日保育）事業。

◆ 延長保育の実施状況（平成 30 年度実績）

【実施施設】 11 か所（全保育施設）

【利用者数】 延べ 3,709 人

◆ 休日保育の実施状況（平成 30 年度実績）

【実施施設】 2 か所（常盤・中島保育所）

【利用者数】 延べ 466 人

### (10) 病児（体調不良児対応型）保育事業

保育中に病気になった乳幼児や児童について、専用スペース等で一時的に保育を行う事業。

◆ 実施状況（平成 30 年度実績）

【実施施設】 5 か所（常盤・東町・中島・ほくと・港北保育所）

【利用者数】 延べ 881 人

### (11) 放課後児童健全育成事業（スクール児童館等）

小学校内施設等を活用（スクール児童館等）し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供する事業。

（平成 30 年度実績）

【実施施設】 15 か所（児童クラブ：2 か所、スクール児童館：12 か所、  
児童センター：1 か所）

【登録児童数】 1,091 人

## 4 今後の課題

---

本市における子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事があげられます。

### (1) 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 新制度においては、保護者の就労状況や家庭の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境整備。
- 国においては、認定こども園の普及促進を念頭に、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有する「保育教諭」の確保に向けた取り組みが進められています。  
本市においても、教育と保育を一体的に担う人材の確保を引き続き推進するとともに、継続的な研修等を通じて、資質の向上を図ること。
- 幼児期における集団生活は、子どもたちの思いやりや優しさ、規範意識などを育む上で、非常に重要な意味を持ちますが、少子化の進行により兄弟姉妹の数が減少する中、家庭や地域において他の子どもと関わる機会が減少しています。  
そうした中、幼稚園や保育所などの教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義は、ますます高まっていることから、各施設において同年齢や異年齢の子どもが主体的に関わり合う機会を確保すること。
- 保育所等を利用したくても利用できない待機児童の発生は、全国的に問題となっており、本市においても年度途中から待機児童が発生している。  
そこで、父母などの保護者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されること。
- 新制度においては、発達障がいを含む障がいのある子ども等、特別な支援を要する子どもに対する教育・保育事業の適切な提供が求められています。  
今後も障がいや発達上に課題のある子どもへの教育・保育の提供を継続するとともに、質の向上を図ること。

### (2) 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 新制度においては、必要とされる子ども・子育て支援の事業量の計画を策定し、必要量を確保していくこととされています。量の見込みを踏まえて、地域子ども・子育て支援事業についてのサービスを確保していくこと。
- 保育所等における定期的な保育の利用のみでなく、一時預かりや身近な地域での子育て支援サービスにも適切に対応し、子どもや子育て家庭を支援すること。



### (3) 家庭・地域の子育て支援の充実

- 子どもの健やかな育ちを保障するためには、父母その他の保護者が就労の有無にかかわらず、子どもと積極的に関わり、協力し合いながら、子育てに関する責任と役割を果たしていくこと。
- 各企業・事業所において育児休業制度の適切な運用や勤務時間の見直し、育児への理解促進など、男女を問わず、働きながらも子育てに向き合うことができる環境を整備していくこと。
  
- こうした問題は小学校就学後においても課題になっていることから、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援をしていくこと。
  
- 核家族化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児疲れなどから児童虐待へと発展するケースが発生しています。  
こうした問題を未然に防止するためには、妊娠・出産期から第三者が積極的に関わり、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を行うことが重要であり、関係機関とのさらなる連携を強化すること。
  
- 本市においては、さまざまな子ども・子育て支援事業を実施していますが、育児に追われる中で子育て支援に関する十分な情報を得られず、そのことにより育児不安や育児疲れなどの深刻化するケースも想定されます。  
こうした事態を未然に防ぐため、子育て世代包括支援センターの利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、子育て家庭の訪問等による相談事業などを通じて、保護者に対する、よりきめ細かな情報提供を行うこと。
  
- 新制度においては、幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続に向けた支援の充実を図ることが求められています。  
本市においても、幼児期と学童期でカリキュラムが異なることを踏まえた接続期の支援や、学童保育施設の整備などを行うこと。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てられるまちづくりを社会全体で支える方向性は、第一期計画から継続するものであります。そのため、基本理念についても引き続き以下と定めます。

「つながりと支え合いで子どもを育み、笑顔があふれるまち むろらん」

### 2 基本的視点

基本理念に沿って、次の視点に立ち、子ども・子育て支援施策を進めていきます。

#### (1) すべての子どもが健やかに成長していく社会の形成

子どもの育ちにおいては、おおむね1歳までの乳児期は、保護者との親密なやりとりを通して情緒の安定や他者への信頼感が醸成され、身体面でも著しく発達する重要な時期です。

また、おおむね3歳に達するまでの幼児期は、基本的な生活習慣を身につけ、自立へと向かうとともに身体機能や運動機能が著しく発達する重要な時期であり、子どもは情緒的な安定の中で自発的に活動し、徐々に人間関係を広げて社会性を身につけ始めます。おおむね3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で特に身体感覚を通して豊かな感性を養い、好奇心・探究心・思考力が培われ、自我や主体性が芽生える重要な時期です。さらに、小学校就学後の学童期は、乳幼児期で培われた力を土台とし、調和のとれた発達を図る重要な時期で、特に自立意識や他者理解等の社会性が発達し、心身の成長と変化も著しい時期です。

こうした、子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、それぞれの子どもにとって適切で質の高い環境を確保し、すべての子どもが健やかに成長していく社会の形成と持続を進めていきます。

#### (2) 子育てに喜びや生きがいを感じられる社会の形成

少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、家庭を取り巻く環境が変化している中で、誰もが安心して子どもを育て、次代を担う子どもたちを健やかに育み、自立して社会に巣立たせることへの誇りを持つことができるよう、親に対する子育て支援が必要であります。

母親も父親も、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもと向き合いながら、親として成長できるよう、子育て中の親の気持ちを社会全体で受け止め、良い親子関係を形成していくことで、子どものより良い育ちの環境整備を、また家庭における子育ての負担や不安・孤立感

を和らげるための、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援も継続します。

### **(3) すべての人が子育てを理解し支え合う社会の形成**

行政をはじめ、家庭を中心に学校等・地域・企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携し、社会全体で子育てを支える体制づくりがこれまで同様に重要となります。

行政は、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、また特別に支援が必要な親子等について支えていく必要があります。

学校・幼稚園・保育所等、子どもの教育・保育を行う施設については、子どもと教育・保育者等にとって、子どもの育成にふさわしい、安全で健全な環境となるよう努めることが大切です。

地域では、地域団体や地域における子ども・子育て支援施設等を核として、地域が親を支え、地域コミュニティの中で、親が親同士や地域の人々とのつながりを持ち、安心感や充実感を持って子育てができる社会を目指します。

企業にも、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女共に子育てしながら、働きやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

このように、社会の構成員それぞれが自分の役割を果たすことで、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の推進を継続します。

## **3 基本目標**

---

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、それぞれの視点で、以下の目標に沿って子ども・子育て支援を推進します。

### **(1) 就学前における教育・保育事業の充実**

保護者の就労状況や障がいの有無等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ、適切な幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、子育て支援の充実を推進します。

### **(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり**

すべての家庭が安心して子どもを産み育てられるように、保健、医療、福祉などさまざまな分野が連携し、保護者と子どもの健康の確保を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、それぞれの発達状況に応じた取り組みを推進します。

### **(3) 地域における子育て支援の充実**

誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、地域の実状に即したニーズに対応し、妊娠・出産期、乳幼児期、学齢期など、子どもと子育て家庭のライフステージに沿って、切れ目のないきめ細かな支援を推進します。

また、すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制も推進します。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、ひとり親家庭をはじめ、貧困等さまざまな状況にある子どもや家庭に対する支援も推進します。

### **(4) ワーク・ライフ・バランスの推進**

すべての子育て家庭が多様なライフスタイルに合わせて働きながら、安心して子育てができるように、事業者、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、仕事と家庭の両立支援、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

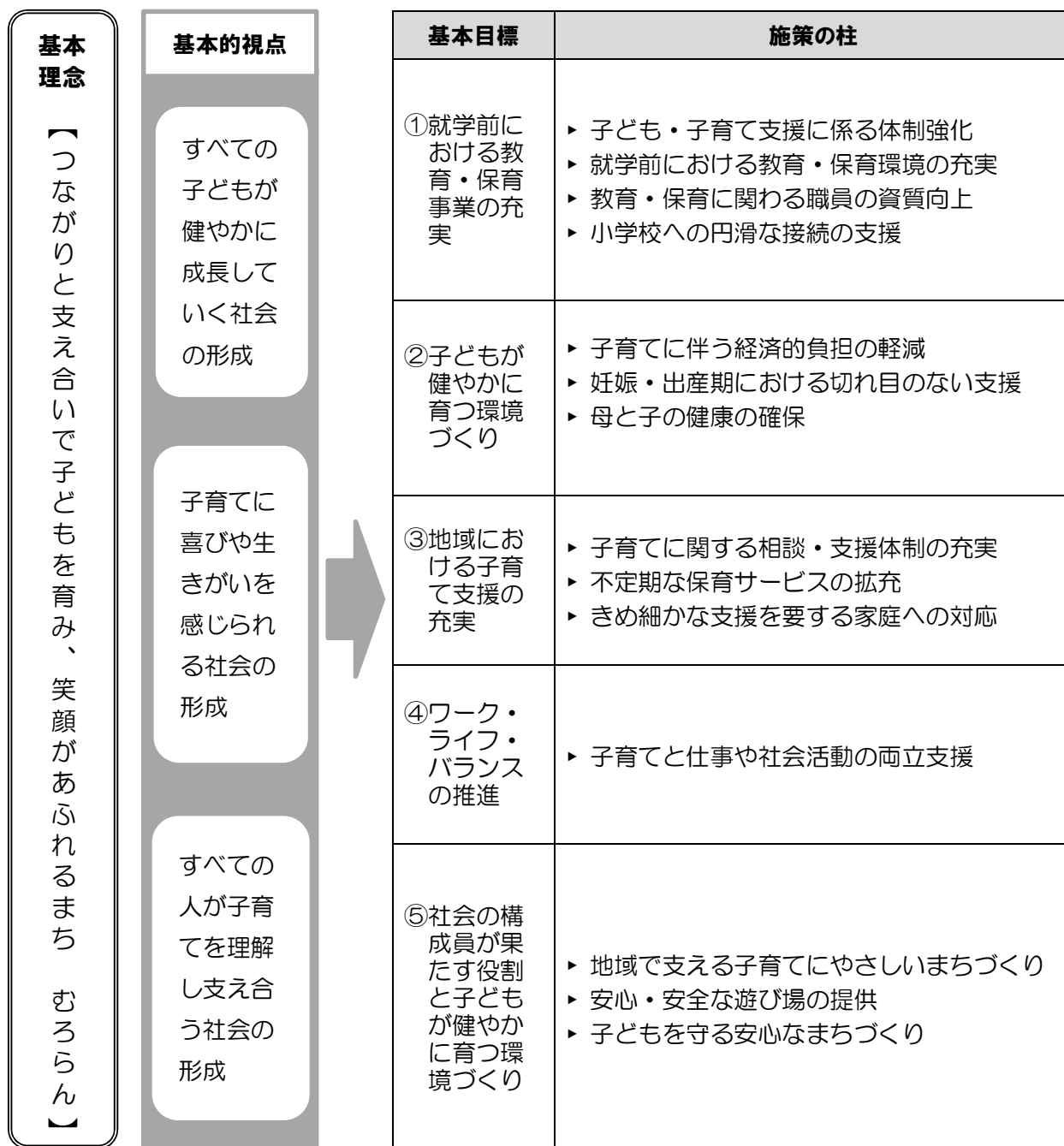
また、性別役割分担意識の固定観念の解消を図るとともに、女性が働きやすく、男女が協力して家庭を築き子どもを育てる環境づくりを推進します。

### **(5) 社会の構成員が果たす役割と子どもが健やかに育つ環境づくり**

本計画が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしながら、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

## 4 施策の体系

室蘭市第一期子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎながら、子ども・子育て支援の施策について、次のように方向性をまとめます。



## 【主な取り組みの内容】

① 就学前における教育・保育事業の充実 小学校就学前における質の高い教育・保育を提供・拡充するため、教育・保育施設の整備や教育・保育に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を支援します。		
施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
子ども・子育て支援に係る体制強化	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業を計画的に推進するため、事業計画の進捗状況を把握・評価・見直し
	子ども・子育て会議の開催	多様な主体が参画する審議会を開催
就学前における教育・保育環境の充実	認定こども園の設置	状況に応じ、事業者と設置等に関する協議を実施
	教育・保育施設等の食育の推進	健康な生活の基本としての食を営む力を育成するため、各教育・保育施設等における食育の取り組みの推進
	教育・保育施設等における健康診断の実施	子どもの状態を適切に把握するため、教育・保育施設等における健康診断を実施
	教育・保育施設等の適正運営の指導	教育・保育施設等の適正な運営を確保するため指導監査を実施
	特別支援教育・障がい児保育の充実	教育・保育施設における特別な支援を要する子どもや障がいのある子どもの受け入れ体制の強化を実施
	保育所等訪問支援の実施	障がいのある子どもへの保育所等の施設における集団生活への適応のための専門的な支援等を実施
教育・保育に関わる職員の資質向上	職員に対する研修の実施	教育・保育に係る職員の専門性向上を図るため、継続的な研修を実施
小学校への円滑な接続の支援	放課後児童対策の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員のもと、小学生に放課後の生活の場を提供するほか、放課後に地域の方々の協力を得て、学習・スポーツ・文化活動などの体験機会を提供
	放課後等デイサービスの推進	学校の終了後または休業日において、障がいのある子どもへの生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を実施
	教育支援委員会の開催	特別な支援を必要とする子どもについて、情報交換などを実施
	幼児指導要録・児童保育要録等の作成・送付	就学前教育・保育施設において、子ども一人ひとりの発達過程や健康の状況などを記録した要録を作成し、就学先の小学校へ送付
	幼保小連携事業の推進	就学前教育・保育施設と小学校との情報共有等を進めるために、連携を推進

② 子どもが健やかに育つ環境づくり

子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた総合的な支援を推進するための体制の強化や子育てに伴う経済的負担の軽減に取り組みます。

施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
子育てに伴う経済的負担の軽減	教育・保育給付等の支給	質の高い就学前教育・保育を受けられるよう、支援法に基づく教育・保育給付等を支給
	多子世帯に係る保育料負担の軽減	多子世帯の子どもが適切な教育・保育を受けられるよう、保育料の負担軽減を実施
	ひとり親家庭自立支援給付金の支給	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業したりした場合に、給付金を支給
	医療費負担の軽減	子どもやその保護者の健康を確保するため、乳幼児等やひとり親家庭等に係る医療費を助成
妊娠・出産期における切れ目のない支援	特定不妊治療費負担の軽減	子どもを安心して産むことができるよう、特定不妊治療に係る費用を助成
	母子健康手帳の交付	妊娠届け時に、妊婦健診や乳幼児の健康診査、予防接種の記録ができる母子手帳を交付
	妊婦健康診査費等負担の軽減	妊婦や赤ちゃんの健康状態を把握するための健診に係る費用を助成
	マタニティ教室の実施	妊婦やその配偶者等に、妊娠・出産・育児に臨む意識を高めてもらうため、妊娠期に講習会を開催
	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施	赤ちゃんが生まれたすべての家庭に保健師等が訪問し、育児相談や子育て支援の情報提供を実施
	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や育児、家事援助等を実施
ママカフェの実施	妊婦と産婦の交流の場で、保健師や保育士などが相談支援なども実施	
ブックスタート事業の実施	親子で本に親しむきっかけづくりを推進するため、生後4か月の子どもと保護者に読み聞かせを実施し、絵本などを配付	

施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
母と子の健康の確保	乳幼児健康診査の実施	疾病や障がいの早期発見・早期治療のため、健診により子どもの健康状態を把握
	妊産婦・乳幼児に対する健康相談の実施	妊産婦や乳幼児の健康や育児に関する情報提供や不安解消のため、保健師などによる健康相談を実施
	母子保健訪問指導等事業の実施	訪問依頼のあった妊産婦・新生児及び乳幼児健診等で必要と認められた子どもに対して、訪問指導を実施
	各種予防接種の実施	感染症の発生・蔓延を防止し、重症化を未然に防止するための予防接種を実施
	子どもの歯科衛生の推進	就学前の幼児や小中学生に対して、フッ素塗布及びフッ化物洗口を実施
	夜間・休日診療の実施	夜間や休日における急病に対応するため、夜間・休日診療を実施

### ③ 地域における子育て支援の充実

子育てに伴う負担や不安感を解消するため、各家庭の身近な場所で子どもや子育てに関する相談・支援を受けられる環境を整備するとともに、切れ目のない、きめ細かな取り組みを進めます。

施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
子育てに関する相談・支援体制の充実	利用者支援事業の実施	保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるよう、事業の紹介や利用に向けた調整などを実施
	子育て情報の提供	保護者が子ども・子育て支援に関する情報を収集できるよう、民間と連携して子育てガイドやフリーペーパーを発行するほか、広報紙や市ホームページ等でタイムリーに情報を提供
	地域子育て拠点施設の充実	育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場となる拠点の充実
	認可外保育施設等への支援	認可外保育施設や子育てサークル等が保育や活動の充実を図れるよう、環境改善への支援を実施
	スクールカウンセラー・心の教室相談員の配置	いじめや不登校などの未然防止や児童生徒の心のケアを図ることを目的とする専門職員を小中学校に配置
	支援ファイル「すてっぷ」の活用推進	障がいのある子どもの育ちと支援の内容を正しく共有し、適切な支援を提供



施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
不定期な保育サービスの拡充	一時預かり事業の実施	緊急時及び育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的な子どもの預かりを実施
	延長保育事業の実施	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を実施
	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園利用者のうち、就労等の理由により午後の保育が必要となった場合、預かり保育を実施
	子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病等により、子どもの養育が困難となった場合、児童養護施設等において子どもの預かりを実施
	病児(体調不良児対応型)保育の実施	保育中に発熱等病気になった場合、専用のスペースで一時的に保育を実施
きめ細かな支援を要する家庭への対応	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や育児、家事援助等を実施
	子どもを守る地域ネットワーク強化事業の推進	児童虐待防止に向けた関係機関との連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、子どもを守る地域のネットワークを強化
	母子・父子自立支援員等の配置	ひとり親家庭やDV被害者の自立に向けて、生活や経済的な支援の情報提供や就労に向けた支援、児童虐待防止に向けた支援などを行う支援員等を配置
	障がい児相談支援事業の推進	障がい児通所支援利用のための障がい児支援利用計画を作成
	児童発達支援の充実	障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等を実施
	障害福祉サービスの推進	障がいのある子どもへの在宅及び外出先でのヘルパーによる介護、施設への短期間の入所等を実施

④ ワーク・ライフ・バランスの推進 総合的な子ども・子育て支援を推進するため、子育てと仕事や社会活動の両立支援に取り組みます。		
施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
子育てと仕事や社会活動の両立支援	男女平等参画社会の推進	「室蘭市男女平等参画基本計画」に基づき、意識啓発のため、セミナーの開催や情報誌を発行
	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育てを両立するための環境整備・意識啓発
	男性の育児参加の促進	親子遊びの講座開催等により、父親と子どもの交流等の機会を創出

⑤ 社会の構成員が果たす役割と子どもが健やかに育つ環境づくり 子どもや子育てにやさしいまちづくりを推進するため、安全・安心な遊び場所の整備や防犯・交通安全対策の推進など、地域全体で子育て支援に取り組みます。		
施策の柱	主な取り組み	取り組みの概要
地域で支える子育てにやさしいまちづくり	企業・団体等の子育て応援活動の推進	どさんこ・子育て応援制度の活用や、子育て支援に取り組む企業・団体を「子育て応援団」として登録し、地域で取り組む子育て支援活動を推進
	赤ちゃんの駅設置	外出時の授乳やおむつ替えなどの対応が可能な「赤ちゃんの駅」の設置を促進
安全・安心な遊び場の提供	公園施設の整備	安心して安全に遊べる公園整備を推進
	スクール児童館等の運営	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにするスクール児童館等を運営
子どもを守る安心なまちづくり	地域子ども安全パトロールの実施	関係機関・団体と連携し、地域で子どもの見守りを確保するための巡回パトロールを実施
	子どもを守る家の設置	緊急時に子どもが逃げ込める「子どもを守る家」の設置を促進
	通学路における交通安全体制の充実	交通安全指導員の配置や交通安全教室を開催
	不審者情報の提供	不審者に関する情報を学校・地域と連携して提供し、子どもの安全を確保

# 第4章 提供区域の設定及び量の見込みと提供体制の確保等

## 1 提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、提供区域を定めることとしています。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて基本的に共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに設定します。

### (1) 教育・保育の提供区域

本市は、現在、幼稚園・保育所・認定こども園が市内各所に点在し、その地域に居住する児童が利用している一方、白鳥大橋によるサークル都市を形成し、市内どの地域にも車で短時間に移動することができるという地理的条件や交通事情等から、幼稚園が運行する通園バスの利用や、保護者の通勤経路にある保育所等へ通うなど、居住する地域以外の幼稚園・保育所等へ通っている児童がいる現状であります。

そのため、保護者の就労先や施設の利用希望などを考慮すると、地域を細分化して確保方策を検討するよりも、市全体として確保方策を検討することの方が、保護者ニーズや施設の有効利用の観点からも最善の方策と考えられます。

以上のことから、「室蘭市全域を1区域」として設定します。

事業区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	市内全域	教育・保育の提供区域については 室蘭市全域を1区域として設定する。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

各事業における性格から「室蘭市全域」を基本とします。

事業区分（11事業）	提供区域	考え方
<p>① 利用者支援事業 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業</p>	市内全域	現状の提供体制・利用状況を踏まえ、市内全域を1区域として設定する。
<p>② 地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業</p>		
<p>③ 妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業</p>		
<p>④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行う事業</p>		
<p>⑤ 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業</p>		
<p>⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が、疾病・疲労など体身上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業</p>		
<p>⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業</p>		
<p>⑧ 一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業</p>		
<p>⑨ 時間外保育事業（延長保育） 通常の利用時間以外の時間等において、保育所等で保育を行う事業</p>		
<p>⑩ 病児保育事業 病気または病気の回復期にある乳幼児や児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う事業</p>		
<p>⑪ 放課後児童健全育成事業（スクール児童館等） 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業</p>		

## 2 量の見込みと提供体制の確保策

### (1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況などを踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込みと確保の内容及び実施時期を設定します。

#### ① 1号認定（3歳以上、幼稚園等を利用希望）

##### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	865人	838人	776人	749人	721人
確保の内容	1,548人	1,548人	1,548人	1,548人	1,548人
特定教育・保育施設	1,548人	1,548人	1,548人	1,548人	1,548人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	683人	710人	772人	799人	827人

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園 = 自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

#### ② 2号認定（3歳以上、保育所等を利用希望）

##### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	519人	503人	465人	450人	432人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	519人	503人	465人	450人	432人
確保の内容	636人	636人	636人	636人	636人
特定教育・保育施設	636人	636人	636人	636人	636人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	117人	134人	171人	186人	204人

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### ③ 3号認定（0歳、保育所等を利用希望）

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	64人	64人	64人	64人	64人
確保の内容	105人	105人	105人	105人	105人
特定教育・保育施設	105人	105人	105人	105人	105人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	41人	41人	41人	41人	41人

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### ④ 3号認定（1・2歳、保育所等を利用希望）

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	343人	343人	343人	343人	343人
確保の内容	373人	373人	373人	373人	373人
特定教育・保育施設	373人	373人	373人	373人	373人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	30人	30人	30人	30人	30人

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### ※ 3号認定（0～2歳）における保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	29.4%	30.6%	31.0%	32.4%	33.5%
量の見込み （必要利用定員総数）	407人	407人	407人	407人	407人
推計児童数	1,385人	1,331人	1,315人	1,256人	1,215人

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保策

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

また、提供体制については、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方を踏まえ、室蘭市におけるこれらの連携を推進します。

### ① 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行うほか、子育てに関する情報の集約や提供、支援を行う事業です。

[推計対象年齢] 0～18歳

室蘭市では、現状に引き続き実施します（平成30年度から同事業を開始）。

#### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	—	—	—	—	2,217人
実施か所数	—	—	—	—	1か所

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,065人	1,986人	1,912人	1,846人	1,784人
確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## ② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[推計対象年齢] 0～2歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

### ◎ 実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	13,320 人	13,560 人	15,269 人	13,805 人	15,641 人
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	2 か所

### ◎ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	12,204 人	11,729 人	11,588 人	11,068 人	10,706 人
確保の方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

## ③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

### ◎ 実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	648 人	547 人	576 人	537 人	521 人

### ◎ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	464 人	435 人	419 人	405 人	394 人
確保の方策	464 人	435 人	419 人	405 人	394 人



#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[推計対象年齢] 0歳

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

##### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	538人	411人	359人	365人	324人

##### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	464人	435人	419人	405人	394人
確保の方策	464人	435人	419人	405人	394人

#### ⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

##### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	443人	194人	212人	276人	265人

##### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	215人	207人	199人	191人	185人
確保の方策	215人	207人	199人	191人	185人

## ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[推計対象年齢] 1～17歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	98人	149人	80人	81人	55人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	82人	79人	76人	73人	71人
確保の方策	730人	730人	730人	730人	730人

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てに関する相互援助活動を行う事業です。

[推計対象年齢] 0～11歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

室蘭市では、現在、実施していません。

今後の需要状況に応じ、計画期間内（令和2年度～令和6年度）で検討していきます。

## ⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[推計対象年齢] 幼稚園在園児は3～5歳、在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

### 《幼稚園の預かり保育事業》

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

#### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	32,886人	32,563人	38,830人	43,067人	46,093人
実施か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,814人	42,446人	39,306人	37,938人	36,520人
確保の方策	43,814人	42,446人	39,306人	37,938人	36,520人

### 《保育所の一時預かり事業》

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

#### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	4,426人	3,743人	4,490人	4,134人	3,621人
実施か所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,579人	3,450人	3,295人	3,169人	3,055人
確保の方策	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人

### ⑨ 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて、最長で19時30分までの保育を実施する事業です。

[推計対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

#### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	3,215人	3,266人	3,517人	4,303人	3,709人
実施か所数	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,382人	3,260人	3,113人	2,994人	2,886人
確保の方策	3,382人	3,260人	3,113人	2,994人	2,886人

### ⑩ 病児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[推計対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

#### ◎ 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	701人	630人	521人	785人	881人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	4か所	5か所

#### ◎ 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	801人	772人	737人	709人	684人
確保の方策	801人	772人	737人	709人	684人

## ⑪ 放課後児童健全育成事業（スクール児童館等）

就労等により保護者が昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びの場や生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

本市における放課後児童対策は、特認校を除く小学校区で学校内にスクール児童館を設置し行われており、今後も学校統合の際に教育委員会や学校などとも連携してスクール児童館の整備を図っていきます。

[推計対象年齢] 就学児（6～11歳）

室蘭市では、現状に引き続き実施します。

### ◎ 実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実登録者数	881 人	926 人	973 人	1,026 人	1,091 人
1 年生	240 人	255 人	245 人	265 人	296 人
2 年生	219 人	231 人	236 人	230 人	263 人
3 年生	193 人	187 人	204 人	209 人	202 人
4 年生	110 人	130 人	150 人	168 人	161 人
5 年生	80 人	70 人	95 人	102 人	107 人
6 年生	39 人	53 人	43 人	52 人	62 人

### ◎ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,142 人	1,191 人	1,231 人	1,263 人	1,278 人
1 年生	303 人	310 人	314 人	313 人	308 人
2 年生	281 人	290 人	296 人	301 人	300 人
3 年生	232 人	246 人	253 人	259 人	264 人
4 年生	154 人	177 人	188 人	193 人	198 人
5 年生	108 人	103 人	118 人	126 人	131 人
6 年生	64 人	65 人	62 人	71 人	77 人
確保の方策	1,820 人	1,695 人	1,695 人	1,695 人	1,695 人

スクール児童館では地域団体との連携による季節行事、イベントなどを通して児童の健全育成を図り、スクール児童館にて発行しているお便りや保護者説明会などでこれらの取り組みについて、保護者の方へ情報提供をしております。特別な配慮を必要とする児童への対応については、スクール児童館へ登録時に学校や保育所等関係機関とも留意事項など情報を共有しながら、受入の可否を検討するとともに、登録後においても関係機関と連携した対応を取れるよう図っていきます。放課後にお預かりする時間は午後 6 時から 30 分延長開設を行っているほか、意見箱やアンケートなど利用者の声も真摯に受け止めながら、委託業者とともに、放課後児童健全育成事業の質の確保又は向上に取り組んでいきます。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用や施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補足給付対象の該当者へ助成する事業です。

室蘭市では平成 30 年度まで実施しておりません。

### (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

国から提示される基本指針等に沿って、「子育てのための施設等利用給付<sup>※1</sup>の円滑な実施の確保の内容」を定め、公正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法等を設定します。計画期間における確保の内容は以下のとおりです。

※1 令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、対象施設等を支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を市町村が支給する制度。

対象施設等…子どものための教育・保育給付の対象外となる幼稚園（新制度未移行幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等

支給要件 …次のいずれかに該当し市町村の認定を受けた子ども

- ・ 0 から 2 歳児までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

- ・ 3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども

#### ◎【施設利用（新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設）に係る給付方法】

現物給付（利用者の実績に基づいて施設側に利用費を支給）

#### ◎【事業利用（預かり保育・一時預かり事業）に係る給付方法】

償還払い（利用者の実績に基づいて利用者に利用費を支給）

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際の受け入れ体制づくりを進めます。

#### (1) 認定こども園の普及

##### ① 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

##### ② 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

##### ③ 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図る。

#### ④ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかがかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定する。

### (2) 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上を推進していきます。

- ① 職員配置の充実
- ② 職員の資質向上に向けた研修等の充実

### (3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの保育を希望する場合に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的な教育・保育施設等の確保に努めます。





## 室 蘭 市 民 憲 章



わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくれます。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくれます。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくれます。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくれます。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくれます。



(昭和47年8月1日制定)

## ～ 室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言 ～

わたくしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。市民一人一人は、すすんで自らの健康を保ち、明るくうるおいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

(平成6年3月31日制定)



室蘭市

## 第二期室蘭市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和 年 月

発行：室蘭市保健福祉部子育て支援課子ども育成係

〒051-8511 北海道室蘭市幸町1番2号

TEL 0143-50-5101 FAX 0143-25-2401

ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp>

E-mail: [kodomo@city.muroran.lg.jp](mailto:kodomo@city.muroran.lg.jp)